

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年1月14日

【四半期会計期間】 第22期第3四半期(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

【会社名】 ユナイテッド&コレクティブ株式会社

【英訳名】 UNITED&COLLECTIVE CO. LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂井 英也

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル23F

【電話番号】 03-6277-8088

【事務連絡者氏名】 管理本部長 畑中 俊哉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル23F

【電話番号】 03-6277-8088

【事務連絡者氏名】 管理本部長 畑中 俊哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第21期 第3四半期 累計期間	第22期 第3四半期 累計期間	第21期
会計期間		自 2020年3月1日 至 2020年11月30日	自 2021年3月1日 至 2021年11月30日	自 2020年3月1日 至 2021年2月28日
売上高	(千円)	2,733,592	1,800,424	3,351,977
経常利益又は経常損失()	(千円)	1,102,159	231,379	1,297,542
四半期純利益 又は四半期(当期)純損失()	(千円)	1,410,650	44,830	1,624,258
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	10,000	10,000	13,706
発行済株式総数	(株)	3,011,300	3,311,800	3,017,500
純資産額	(千円)	234,910	876,810	33,737
総資産額	(千円)	6,120,352	6,080,532	5,615,938
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	468.48	12.24	539.33
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	12.24	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	3.8	14.2	0.4

回次		第21期 第3四半期 会計期間	第22期 第3四半期 会計期間
会計期間		自 2020年9月1日 至 2020年11月30日	自 2021年9月1日 至 2021年11月30日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	(円)	112.88	65.48

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 第21期、第21期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、以下の追加すべき事項が生じております。

新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症が流行・拡大し、緊急事態宣言の発出、外出自粛要請などの社会活動および経済活動に著しい変化が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、ワクチン接種が進み新型コロナウイルスの感染拡大が収束したことにより、長期化していた緊急事態宣言及びそれに準ずる時短等の自粛要請が解除され、経済活動が回復に向かいつつある状況です。しかしながらオミクロン株等の新たな変異株の出現により、先行きは依然不透明な状況であります。

外食産業におきましては、9月30日及び10月24日と段階的に各種要請が緩和されたことにより営業時間短縮やアルコール類の提供休止などの制限は解除されたものの、業界全体での求人増加に伴う採用難による人材不足及び採用コストの増加、世界的なパンデミックの影響による原材料価格の高騰、時短協力金等助成金の入金遅れに伴う資金繰りの問題など、依然として極めて厳しい経営環境が続いております。

以上の結果、当社の当第3四半期累計期間の経営成績は売上高1,800,424千円（前年同期比34.1%減）となり、売上総利益は1,297,407千円（前年同期比36.1%減）、営業損失は1,345,825千円（前年同期は営業損失1,079,745千円）、経常利益は231,379千円（前年同期は経常損失1,102,159千円）、四半期純利益は44,830千円（前年同期は四半期純損失1,410,650千円）となりました。

なお、当社は単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は6,080,532千円となり、前事業年度末と比較して464,593千円の増加となりました。これは主に現金及び預金が321,544千円減少した一方、未収入金が394,977千円、その他の流動資産が170,258千円、売掛金が80,629千円、有形固定資産が66,228千円増加したこと等によるものであります。

当第3四半期会計期間末の負債は5,203,721千円となり、前事業年度末と比較して378,480千円の減少となりました。これは主に未払金が292,998千円、その他の流動負債が107,508千円減少したこと等によるものであります。

当第3四半期会計期間末の純資産は876,810千円となり、前事業年度末と比較して843,073千円の増加となりました。これは主に新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ147,662千円増加、A種優先株の発行による第三者割当増資により資本金及び資本剰余金がそれぞれ250,000千円増加（その後減資により資本金401,368千円を資本剰余金に振替）、利益剰余金が44,830千円増加したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,045,200
A種優先株式	500
計(注)	12,045,200

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式12,045,200株、A種優先株式500株であり、合計では12,045,700株となりますが、発行可能株式総数は12,045,200株とする旨、定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,311,300	3,311,300	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
A種優先株式	500	500		単元株式数 1株(注)
計	3,311,800	3,311,800		

(注) 株式の内容

A種優先株式の内容は以下のとおりです。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（下記1.(5)において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初

日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

(6) 非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 残余財産分配額

基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日という。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得すると引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。

（基本償還価額算式）

基本償還価額 = $1,000,000円 \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

（控除価額算式）

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 $\times (1 + 0.04)^{x+y/365}$

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル23階

ユナイテッド&コレクティブ株式会社

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1) 強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

7. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年11月19日(注)	-	普通株式 3,311,300 A種優先株式 500	250,000	10,000	250,000	701,277

(注)会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 500		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,309,600	33,096	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,600		
発行済株式総数	3,311,800		
総株主の議決権		33,096	

(注)1. A種優先株式の内容につきましては、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」の(注)株式の内容をご参照願います。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が80株含まれております。

【自己株式等】

2021年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ユナイテッド&コレク ティブ株式会社	東京都港区赤坂一丁目12 番32号アーク森ビル23F	100	-	100	0.0
計		100	-	100	0.0

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2021年9月1日から2021年11月30日まで)及び第3四半期累計期間(2021年3月1日から2021年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第21期事業年度 有限責任 あずさ監査法人

第22期第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間 監査法人ハイビスカス

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当第3四半期会計期間 (2021年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,270,142	1,948,598
売掛金	61,876	142,505
商品及び製品	26,818	34,555
原材料及び貯蔵品	504	490
未収入金	258,516	653,494
その他	133,366	303,624
流動資産合計	2,751,225	3,083,268
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,867,820	2,976,300
減価償却累計額	1,129,048	1,266,134
建物(純額)	1,738,771	1,710,165
その他	408,049	541,353
減価償却累計額	265,201	303,672
その他(純額)	142,847	237,680
有形固定資産合計	1,881,618	1,947,846
無形固定資産	9,936	12,766
投資その他の資産		
敷金及び保証金	892,396	951,597
その他	80,760	85,052
投資その他の資産合計	973,157	1,036,650
固定資産合計	2,864,713	2,997,263
資産合計	5,615,938	6,080,532

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当第3四半期会計期間 (2021年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	99,463	164,101
1年内返済予定の長期借入金	671,088	666,492
未払金	434,004	141,006
未払法人税等	56,345	-
賞与引当金	-	20,877
株主優待引当金	11,192	3,232
資産除去債務	-	16,657
その他	320,100	212,592
流動負債合計	1,592,194	1,224,959
固定負債		
長期借入金	3,770,727	3,768,671
資産除去債務	35,918	42,103
その他	183,361	167,986
固定負債合計	3,990,007	3,978,762
負債合計	5,582,201	5,203,721
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,706	10,000
資本剰余金	1,143,524	1,942,555
利益剰余金	1,132,992	1,088,162
自己株式	432	432
株主資本合計	23,806	863,961
新株予約権	9,930	12,849
純資産合計	33,737	876,810
負債純資産合計	5,615,938	6,080,532

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自2020年3月1日 至2020年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自2021年3月1日 至2021年11月30日)
売上高	2,733,592	1,800,424
売上原価	702,044	503,016
売上総利益	2,031,548	1,297,407
販売費及び一般管理費	3,111,294	2,643,233
営業損失()	1,079,745	1,345,825
営業外収益		
受取利息	12	13
受取配当金	1	0
保険料収入	1,784	-
助成金収入	-	¹ 1,611,891
その他	2,496	4,909
営業外収益合計	4,294	1,616,815
営業外費用		
支払利息	22,838	24,267
解約違約金	-	6,720
その他	3,869	8,622
営業外費用合計	26,707	39,610
経常利益又は経常損失()	1,102,159	231,379
特別利益		
営業補償金収入	58,291	64,800
助成金収入	¹ 126,997	¹ 128,427
特別利益合計	185,288	193,227
特別損失		
減損損失	189,955	80,306
臨時休業等による損失	² 174,644	² 280,745
その他	2,248	1,446
特別損失合計	366,848	362,498
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	1,283,719	62,108
法人税、住民税及び事業税	18,564	15,605
法人税等調整額	108,366	1,672
法人税等合計	126,931	17,278
四半期純利益又は四半期純損失()	1,410,650	44,830

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、ワクチン接種が進み新型コロナウイルスの感染拡大が収束したことにより、長期化していた緊急事態宣言及びそれに準ずる時短等の自粛要請が解除され、経済活動が回復に向かいつつある状況です。しかしながらオミクロン株等の新たな変異株の出現により、先行きは依然不透明な状況であります。

外食産業におきましては、9月30日及び10月24日と段階的に各種要請が緩和されたことにより営業時間短縮やアルコール類の提供休止などの制限は解除されたものの、業界全体での求人増加に伴う採用難による人材不足及び採用コストの増加、世界的なパンデミックの影響による原材料価格の高騰、時短協力金等助成金の入金遅れに伴う資金繰りの問題など、依然として極めて厳しい経営環境が続いております。

このため、四半期財務諸表の作成に当たっては、2022年2月にかけて徐々に回復する仮定で計画を策定し、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損を検討しております。

ただし、現時点で出店・退店計画への影響等、全ての影響を計画に織り込むことは困難であり、終息時期等によって仮定した計画が変動した場合には、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損についての判断に影響を及ぼし、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期損益計算書関係)

1 助成金収入

前第3四半期累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年11月30日)

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金等であります。

当第3四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)

営業外収益に計上されている助成金収入は、新型コロナウイルス感染症にかかる営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金であり、特別利益に計上されている助成金収入は雇用調整助成金等であります。

2 臨時休業等による損失

前第3四半期累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年11月30日)

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの各種要請等を踏まえ、店舗の臨時休業・営業時間の短縮を実施しました。店舗の臨時休業期間等に発生した固定費(人件費・地代家賃・減価償却費)を臨時休業等による損失として、特別損失に174,644千円計上しております。

当第3四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの各種要請等を踏まえ、店舗の臨時休業・営業時間の短縮を実施しました。店舗の臨時休業期間等に発生した固定費(人件費・地代家賃・減価償却費)を臨時休業等による損失として、特別損失に280,745千円計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費及び臨時休業等による損失として特別損失に計上した償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)
減価償却費	209,407千円	199,409千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年11月30日)

株主資本の著しい変動

当社は、2020年5月29日開催の第20期定時株主総会において、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性の向上を目指しつつ、今後の資本政策の柔軟性を図ることを目的とした「資本金の額の減少の件」を決議し、2020年6月23日付でその効力が発生しております。この結果、当第3四半期会計期間末において資本金が10,000千円、資本剰余金が1,139,817千円になっております。

当第3四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)

株主資本の著しい変動

当社は、2021年8月27日開催の臨時株主総会の決議に基づき、A種優先株式500株を発行し、2021年8月31日付で第三者割当増資の払込みを受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ250,000千円増加いたしました。また、同日付で資本金151,368千円を減少しその他資本剰余金へ振り替えております。

さらに2021年11月19日付で資本金及び資本準備金をそれぞれ250,000千円減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。

この結果、当第3四半期会計期間末において資本金が10,000千円、資本剰余金が1,942,555千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、飲食事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	468円48銭	12円24銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	1,410,650	44,830
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	5,000
(うち優先配当額(千円))	(-)	(5,000)
普通株式に係る四半期純利益(千円)又は四半期純損失 ()(千円)	1,410,650	39,830
普通株式の期中平均株式数(株)	3,011,120	3,253,060
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	12円24銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	-	412
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜 在株式で前会計年度末から重要な変動があった ものの概要		

(注) 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年1月14日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社

取締役会 御中

監査法人 ハイビスカス
東京事務所指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部海輔指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田健太郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユナイテッド&コレクティブ株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間（2021年9月1日から2021年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（2021年3月1日から2021年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド&コレクティブ株式会社の2021年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年2月28日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2021年1月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2021年5月28日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。